

東日本大震災による被災者の皆様へ

東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業の 認定申請期限が迫っています。

東日本大震災のため、事業場の事業活動が停止になり、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に、一定の範囲で事業主に代わって未払賃金を支払う制度の認定申請の期限は、**平成23年9月11日まで**です。

お問い合わせは、三重労働局労働基準部監督課又は最寄りの労働基準監督署まで。

三重労働局労働基準部監督課：津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎4階
電話 059-226-2106